

《補足説明書》

徳島県東部農林水産局＜徳島＞

- 1 工 事 名 R 1 徳農 鳴門藍住農業支援センター ブロック塀改修工事
- 2 別途発注工事 無し
- 3 設計事務所の工事監理 有り（予定）

4 設計図書の閲覧・質疑

提出用内訳書，設計書（金抜き）及び図面については徳島県入札情報サービス（県 P P I）に添付している。

設計図書に関する質疑がある場合は，入札開始日の2日前（休日・入札開始日を除く）の正午までに，東部農林水産局＜徳島＞企画総務担当に提出すること。

なお，設計書（金抜き）に記載してある内容は入札額算定のための参考資料であり，契約後は設計書（金抜き）に関する質疑は受け付けない。

設計図書等に関する質問書は，書面によることとし，様式は任意とする。書面は持参，郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着），ファクシミリ，又は電子メール（ファクシミリ，電子メールについては，送信後に電話により受信について確認すること）により提出するものとする。

提出先 東部農林水産局＜徳島＞企画総務担当

住 所 〒 7 7 0 - 0 8 5 5 徳島市新蔵町1丁目67 徳島合同庁舎

電 話 0 8 8 - 6 2 6 - 8 5 0 0

ファクシミリ 0 8 8 - 6 2 6 - 8 7 3 3

電子メール toubu_nrs_t@pref.tokushima.jp

（例） 質疑の提出期限について

入札開始日が月曜日の場合は，前日及び前々日が休日であることから，木曜日の正午までとなる。

なお，入札予定額に影響する重大な質疑については，当局から指名業者全員に回答する。

5 現地調査

希望者は，現地調査をすることができるが，管理者の了解を得た上で調査を行うこと。

6 注意事項

契約の相手方が課税事業者の場合は，工事請負契約書に，請負代金額に併せて当該取引に係る消費税額を明示するので，落札決定後，落札者は次の事項についてただちに届け出ること。

(1) 単体の場合

課税事業者であるか又は免税事業者である 旨

(2) 共同企業体の場合

各構成員については課税事業者であるか又は免税事業者である旨及び各構成員の出資比率（甲型）又は分担工事額（乙型）

7 工事の着手

受注者は、設計書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

8 工程表の提出

請負契約締結後、工程表を契約日を除く7日以内に提出すること。

9 内訳書の提出

電子入札時に添付する内訳書については、徳島県入札情報サービス（PPI）に添付の設計書（金抜き）の工事内訳及び科目別内訳の項目に沿って、提出用内訳書のファイルで作成し、ファイル名は会社名（正式名称でなくても、特定できればよい。）とすること。

10 技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスターの掲示

受注者は、監督員から渡される技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況について工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
- (2) 当初請負金額が200万円未満の工事

11 工事カルテの作成、登録

(1) 受注者は、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、請負金額が500万円以上の工事について受注・変更・竣工・訂正時ごとに登録用の「工事实績データ」を作成し、登録機関（（財）日本建設情報総合センター）の発行する「登録のための確認のお願い」を監督員に提出して内容の確認を受けた後、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

- (a) 受注時は、契約締結後、契約日、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- (c) 竣工時は、工事完成後10日以内とする。
- (d) 訂正時は、適宜とする。

なお、変更時と竣工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

(2) 実績登録完了後、登録機関が発行する「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出し、

登録内容の確認を受けなければならない。

1 2 暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除について

（１）受注者は、工事の施工に関し、暴力団等から不当介入を受けた場合（（２）に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出ること。

（２）受注者は、本工事の一部を下請負させた場合、下請負工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けること。

（３）受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。

（４）受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められた場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第 2 1 条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。

（５）受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。

（６）受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、受注者は約款第 2 1 条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。

1 3 指名停止期間中の有資格業者との下請契約の禁止

受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。

（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和 5 8 年 1 月 1 8 日徳島県告示第 5 0 号）第 5 条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）

1 4 現場代理人および主任技術者等選任通知書

受注者は、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」（以下「選任通知書」という。）を、総合評価落札方式の場合は落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、その他の場合は契約後 7 日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

ただし、共同企業体の場合は、代表構成員は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を選任することとし、その他の構成員は主任技術者を選任することとする。

なお、この選任通知書の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。

また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から 5 日以内に監督員に変更した選任通知書を提出し、確認を受けなければならない。

1 5 「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の適用

受注者は、上記 1 5 のほか、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱い（通知方法、雇用関係、現場代理人の常駐、主任技術者等の専任、他工事との兼務、途中交代等）は、「現場代

理人及び主任技術者等設置マニュアル」によらなければならない。

1.6 施工体制台帳の提出等

(1) 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約（以下の（3）及び（4）の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

(2) 施工体系図の作成及び掲示

受注者は、下請契約（以下の（3）及び（4）の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(3) 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

(4) 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

(5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも5日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

(6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

1.7 過積載による違法通行防止

元請け業者は、過積載による違法通行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請け業者を指導すること。

- ・積載重量制限を越えた土砂等の積込みは行わないこと
- ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
- ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

1.8 不正軽油の使用禁止

(1) 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法

(昭和 25 年法律第 226 号) に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。

(2) 受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

19 アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用する工事を施工する場合、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づく認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

20 特定元方事業者の指名

本工事の受注者は、労働安全衛生法第 30 条第 2 項の規定に基づき、本工事における同条第 1 項に規定する措置を講ずべき者として指名します。